

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県知事が社会福祉法（昭和26年法律第45号）等別表に掲げる法律の規定に基づき、同表の対象欄に掲げる社会福祉法人、施設及び事業者（以下「法人・施設等」という。）に対して実施する指導・監査に関する基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法人・施設等に対する指導・監査は、関係法令、厚生労働省の通知等による法人運営状況及び施設等の事業経営を行うにあたって遵守すべき事項について、その実態の確認を行うことによって適正な法人運営及び円滑な施設等の事業経営の確保を図るものである。

(指導・監査の方針)

第3条 法人については、厚生労働省が制定した「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」を基本として指導・監査を実施し、その実施責任は地域福祉課（社会福祉法人に限る。）とする。

2 施設等については、厚生労働省が定める基準（処理基準）又は指針等（技術的助言）を基本として、施設等の状況に応じ重点的かつ効率的な指導・監査を実施し、その実施責任は事業を所管する地域福祉課（生活保護施設に限る。）高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課（以下「関係各課」という。）とする。

(指導・監査の実施機関)

第4条 指導・監査の実施機関は、法人を所管する地域福祉課と施設等を所管する関係各課が、原則として共同で実施するものとする。

(指導・監査の種別)

第5条 指導・監査の種別は、「一般監査」及び「特別監査」とする。

2 一般監査は、全ての法人・施設等に対し、別に定めるところにより定期的
に実施するほか法人運営又は事業経営に問題が発生した場合等において随時
実施するものとする。

3 特別監査は、法人運営に重大な問題を有すると認められる場合又は施設経
営に不正若しくは著しい不当が疑われる場合等に随時実施するものとする。

(指導・監査の実施形態)

第6条 一般監査の実施形態は、「実地監査」及び「書面監査」とし、特別監査の実施形態は、「実地監査」とする。

(指導・監査の実施形態の決定)

第7条 指導・監査の実施形態は、第18条で定める「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領」に定める基準に基づき地域福祉課及び関係各課が協議して決定するものとする。

(一般監査の実施方法)

第8条 実地監査は、対象法人及び施設等の運営について、代表者、理事等の役員及び職員又はその他必要と認める者（以下、「役職員等」という。）の説明を聞き取り、事前に提出を求めた書類及び関係書類等を閲覧し、必要に応じて関係施設、設備等を実地に確認するものとする。

2 書面監査は、法人・施設等から事前に提出を求めた書類を審査する方式で実施するほか、必要に応じて一定の場所において前項の規定に準じた面談方式により実施するものとする。

(特別監査の実施方法)

第9条 特別監査は、法人・施設等から報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は役職員等の出頭を求め質問し、若しくは当該法人・施設等の事務所等に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を実施するものとする。

(指導・監査の実施計画の策定)

第10条 法人・施設等に対する指導・監査の実施に当たっては、厚生労働省の指導監査要綱等及び前年度の指導・監査の状況等を踏まえて、「指導・監査実施計画」を策定するものとする。

2 指導・監査実施計画は、地域福祉課及び関係各課が協議し、毎年度策定するものとする。

3 指導・監査実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 実施方針

(2) 重点指導監査項目

(3) 指導・監査の対象とする法人・施設等及びその指導監査実施形態

(4) 実施時期

(5) 監査調書

(6) その他必要な事項

(指導・監査の実施通知)

第 11 条 前条の規定により策定した指導・監査実施計画に基づき法人・施設等に対し、原則として指導・監査実施日の 1 ヶ月前までに文書で通知するものとする。

- 2 実地監査を実施する法人・施設等に対する通知（別紙様式 1）には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指導・監査の根拠規定
 - (2) 指導・監査の日時及び場所
 - (3) 指導・監査を実施する職員（以下、「指導監査職員」という。）の所属及び職名並びに氏名
 - (4) 出席又は立会を求める役職員等
 - (5) 提出を求める書類等及び提出期限
 - (6) 指導・監査当日に準備すべき書類等
- 3 書面監査を実施する法人・施設等に対する通知（別紙様式 2）には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、面談方式により実施する場合は、前項に準じて通知するものとする。
 - (1) 指導・監査の根拠規定
 - (2) 提出を求める書類等及び提出期限
- 4 特別監査については、第 1 項の規定にかかわらず個々の状況に応じ随時通知するものとする
- 5 法人運営及び事業経営に特に不適切な事由があると推察され、通知を行うことによって、指導・監査の目的を達成することが困難であると認められる場合には、第 1 項及び前項に規定する通知を行わず指導・監査を実施することができるものとする。

(指導・監査職員)

第 12 条 指導・監査（書面監査を除く。）は、2 名以上の職員で実施するものとし、原則として 1 名は、主任以上の職にある者とする。

(指導・監査後の措置)

第 13 条 指導・監査職員は、指導・監査（書面監査を除く。）終了後、事務所等において法人・施設等の役職員等に対し、指導・監査結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導、助言を行うものとする。

- 2 指導・監査職員は、施設等の指導・監査終了後速やかに事務処理を行うものとする。

ただし、法人は全ての監査終了後、当該監査結果を法人監査担当職員全員

で確認の上、改善措置の統一を図った後、速やかに事務処理を行うものとする。

- 3 指導・監査の結果、法令又は通知の違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）を採るべき旨を文書により法人・施設等に通知するものとする。
- 4 改善措置を求める事項については、1ヶ月の期限を付して別紙様式3により改善状況（改善計画）を報告させ、その改善状況を挙証資料等により確認するものとする。

なお、報告期限までに改善ができない事項（改善計画）については、積極的な事後指導により改善を徹底させるものとし、改善が図られない場合は、再度の一般監査(実地監査)又は特別監査を実施するものとする。

また、指導・監査によって、重大な問題が認められる法人・施設等並びに不祥事の発生した法人・施設等に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に一般監査（実地監査）又は特別監査を実施するものとする。

- 5 指導・監査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況の確認を行うため、「社会福祉法人・施設等指導監査改善状況管理台帳（別紙様式4）」を作成するものとする。

（行政上の措置）

第14条 前条第4項の規定に基づき一般監査(実地監査)又は特別監査を実施してもなお、指導事項の改善が図られない場合は、個々の実情に応じ、社会福祉法等関係法令の規定に基づき期限を定めて改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずるものとし、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表する。

改善勧告を受けた法人・施設等が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、当該勧告を採るべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の改善命令に従わないときは、社会福祉法等関係法令の規定に基づき業務の全部若しくは一部の停止の命令等を検討の上、適切な改善措置を速やかに実施するものとする。

（指導・監査職員の留意事項）

第15条 指導・監査職員は、事前に提出された書類、前年までの指導・監査結果の問題点その他必要な事項について、あらかじめ検討を加えるとともに、指導・監査の手順及び分担等を定め、指導・監査を効率的に行うように努めるとともに指導・監査を受ける法人・施設等の業務に支障がないよう留意するものとする。

- 2 指導・監査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導、援助的態度で接することにより役職員等の理解と協力が得られるように努めるものとする。なお、立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 3 指導・監査職員は、事実の認定及び事務処理の判断において、常に公平不偏の態度で臨むよう努めるものとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第 16 条 この要綱に定める指導・監査に関する重要な事案等については、健康福祉部内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議（以下、「指導監査連絡会議」）において審議するものとする。

- 2 指導監査連絡会議についての必要な事項は、別に定める。

(指導・監査結果の公開)

第 17 条 地域福祉課が行う法人に対する指導・監査の結果等については、当該情報を公開することにより、法人運営の適正化及び利用者のための質の高い福祉サービスの提供に資することとなるため、地域福祉課のホームページに公開するものとする。

(その他)

第 18 条 指導・監査の実施については、この要綱に定めるもののほか「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領」において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成 2 年 4 月 1 日）は、廃止する。
- 3 介護保険施設等指導監査実施要綱（平成 13 年 4 月 1 日）は、廃止する。
- 4 介護保険施設等指導監査実施要領（平成 13 年 4 月 1 日）は、廃止する。
- 5 指定居宅支援事業者指導監査実施要綱（平成 16 年 7 月 7 日）は、廃止する。
- 6 指定居宅支援事業者指導監査実施要領（平成 16 年 7 月 7 日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。